

令和8年3月27日
大津地方法務局

行政文書の誤廃棄について

大津地方法務局（以下「当局」という。）長浜支局において、行政文書の誤廃棄が確認されましたので、概要等をお知らせします。

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことがないように再発防止を徹底してまいります。

事案の概要

本件は、当局長浜支局が、令和8年請求書類つづり込み帳のうち、同年1月5日請求分から同月8日請求分までの各種証明書等に係る請求書（合計410件。以下「本件行政文書」という。）を文書廃棄作業時に誤って廃棄したものです。

本件行政文書には氏名、住所、生年月日の情報が含まれています。

なお、本件行政文書は委託業者により溶解処分されており、個人情報の漏えいはありません。

発生原因

本件行政文書は、保存期間満了日が未到来であったところ（保存期間満了日令和9年12月31日）、令和8年2月18日に当局長浜支局で行われた文書廃棄作業における廃棄作業時の確認が不十分であったことが原因で、廃棄文書とともに、誤って廃棄されたものと考えています。

再発防止策等

令和8年3月3日に、当局内の文書管理者全員を本局に招集の上、法令等に基づき、行政文書の適切な管理を徹底することを指示しました。

今後は、当局内全ての職員に対し、行政文書廃棄作業時における廃棄文書の確認作業の徹底並びに行政文書及び個人情報の適切な管理に関する研修を行う

ことで、再発の防止を行います。

問合せ先

大津地方法務局総務課

077-522-4671（代表ナビダイヤル→4番）